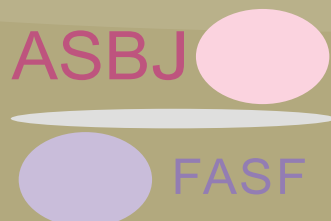


2011年6月

公開草案 ED/2011/2

IFRSの改善

コメント募集期限：2011年10月21日



IFRSの改善

(国際財務報告基準の修正案)

コメント募集期限：2011年10月21日

ED/2011/2

Improvements to IFRSs (an exposure draft of proposed amendments to International Financial Reporting Standards) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as amendments to IFRSs. Comments on the exposure draft and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by **21 October 2011**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.ifrs.org), using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2011 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

IFRSの改善

(国際財務報告基準の修正案)

コメント募集期限：2011年10月21日

ED/2011/2

「IFRS の改善」（国際財務報告基準の修正案）は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。この提案は、IFRS の修正として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、**2011年10月21日**までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASB のウェブサイト（www.ifrs.org）に、‘Comment on a proposal’ のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2011 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本公開草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限って、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IASCF の商標である。

本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS 財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目次

ページ

IFRS の改善案

イントロダクション及びコメント募集	6
審議会による公開草案の承認	9
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	10
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	14
IAS 第 16 号「有形固定資産」	20
IAS 第 32 号「金融商品：表示」	23
IAS 第 34 号「中間財務報告」	27

イントロダクション及びコメント募集

イントロダクション

国際会計基準審議会は、国際財務報告基準（IFRS）の修正案の本公開草案を、年次改善プロジェクトの一環として公表した。

このプロジェクトは、一群の IFRS の修正を効率的に処理するための合理化された手続を提供している。これらの修正は、評議員会が 2011 年 2 月に当審議会のデュー・プロセス・ハンドブックの改訂の一環として承認した、当審議会の年次改善プロセスの拡張された要件に合致している。改訂後の要件は、IFRS の明確化又は訂正に関する事項を年次改善プロセスで扱うべきかどうかの判断に役立てるために開発されたものである。

関係者から年次改善プロセスの中での検討を求めて提出された論点は、IFRS 解釈指針委員会及び当審議会により検討され議論される。これらの議論は同委員会及び当審議会の公開の会議で行われ、これには年次改善の要件に照らしての検討も含まれる。検討されたが年次改善の要件に合致しないために却下された論点に関する情報は、IFRS 財団の公開ウェブサイトの年次改善のページで見ることができる。

本公開草案の構成

本公開草案は、修正が提案されているそれぞれの IFRS に関する章を設けている。各章には次の内容を記載している。

- (a) 修正案の説明
- (b) 必要な場合には、当該修正案に固有の具体的な追加質問
- (c) 修正案の影響を受ける IFRS 又は適用ガイダンスの項
- (d) 各修正案の発効日の案
- (e) 修正を提案するにあたっての当審議会の結論の根拠

修正案の中には他の IFRS の結果的修正を伴うものがある。それらの結果的修正は、関連する IFRS の修正案を示した章に記載している。

コメント募集

当審議会は、修正案、特に次の各項に示した質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問に回答している
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している
- (c) 明確な論拠を含んでいる
- (d) 該当のある場合、両審議会が考慮すべき代替案を記述している

コメント提出者は、修正案のすべて、あるいは修正に関して問われている質問のすべてに回答する必要はない。当審議会は、IFRS における事項のうち本公開草案で扱っていないものについてはコメントを求めている。

当審議会は、**2011年10月21日**までに文書で受け取ったすべてのコメントを検討する。コメントを検討する際に、当審議会が結論の基礎とするのは、それぞれの代替案に対する賛成論及び反対論の利点であり、それぞれの代替案を支持するコメント提出者の数ではない。

全般的な質問（それぞれの修正案について個々に回答されたい）

質問 1

本公開草案で示している当審議会の IFRS 修正の提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。また、これの代わりにどのような代替案を提案するか。

質問 2

本公開草案で示している経過措置及び発効日の提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。また、これの代わりにどのような代替案を提案するか。

扱っている IFRS

下の表は、この修正で扱っているテーマを示している。

IFRS	修正の主題
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	IFRS 第 1 号の再度の適用
	資産化の開始日が IFRS 移行日前である適格資産に係る借入費用
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	比較情報に関する要求事項の明確化
	改訂された「概念フレームワーク」との整合性
IAS 第 16 号「有形固定資産」	保守器具の分類
IAS 第 32 号「金融商品：表示」	資本性金融商品の保有者に対する分配及び資本取引の取引費用の法人所得税への影響
IAS 第 34 号「中間財務報告」	中間財務報告と資産合計に関するセグメント情報

審議会による 2011 年 6 月公表の「IFRS の改善」（国際財務報告基準の修正案）の承認

公開草案「IFRS の改善」（国際財務報告基準の修正案）は、国際会計基準審議会の15名の審議会メンバーにより、公表が承認された。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス

プラブハカー・カラバチェラ

エルケ・ケーニッヒ

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マグレガー

ポール・パクター

ダレル・スコット

ジョン・T・スミス

山田 辰己

張 為国

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案

イントロダクション

当審議会は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に対する次の修正を提案している。

IFRS 第 1 号の再度の適用

当審議会は、企業の直近の年次財務諸表に、IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述をしていなかった場合には、たとえ直近の年次財務諸表で報告した期間よりも前の報告期間に企業が IFRS 第 1 号を適用していたとしても、IFRS 第 1 号の適用が要求されることを明確化する提案をしている。

資産化の開始日が IFRS 移行日前である適格資産に係る借入費用

当審議会は、IFRS 移行日前に従前の GAAP に従って借入費用を資産化した企業が、移行日現在の開始財政状態計算書において、これまで資産化した金額を調整することなく引き継ぐことができることを明確化する提案をしている。さらに、当審議会は、移行日の時点で建設中であった適格資産について移行日後に発生した借入費用を、IAS 第 23 号「借入費用」に従って会計処理することを明確化する提案をしている。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案

第 2A 項及び第 39M 項を追加する。第 2 項は修正を提案していないが、参照の便宜のためここに記載している。

範 囲

- 2 企業は、本基準を次のものに適用しなければならない。
- (a) 最初の IFRS 財務諸表
- (b) 最初の IFRS 財務諸表の対象となっている年度の一部分について、IAS 第34号「中間財務報告」に準拠した企業が作成する各中間財務報告（該当する場合）
- 2A 企業は、企業の直近の年次財務諸表に、IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述をしていなかった場合には、たとえ直近の年次財務諸表で報告した期間よりも前の報告期間に企業が IFRS 第 1 号を適用していたとしても、IFRS 第 1 号を適用しなければならない。

発効日

- 39M [日付]公表の「IFRS の改善」により、第 2A 項が追加され、D23 項が修正された。企業は、当該修正を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

付録 D において、D23 項を修正する（新たな文言には下線を付し、削除した文言には取消線を付している）。

借入費用

- D23 初度適用企業は、IAS 第 23 号-(2007年改訂)-の第 27 項及び第 28 項に示されている経過措置を適用することができる。それらの項における発効日の参照は、2009 年 1 月 1 日又は IFRS 移行日のいずれか遅い方の日に読み替えるものとする。この特例の適用を選択する企業は、IAS 第 23 号の要求事項を、IAS 第 23 号の第 28 項で認められている早い方の日から適用することを選択できる。この特例を適用する企業が IAS 第 23 号を適用する日から、当該企業は次のようにしなければならない。
- (a) 借入費用のうち、従前の会計原則に基づいて資産化して同日現在の資産の帳簿価額に含まれている部分を、修正再表示してはならない。
- (b) 同日以後に発生した借入費用は、すでに建設中であつた適格資産について同日以後に発生したものを含めて、IAS 第 23 号に従って会計処理しなければならない。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

IFRS 第 1 号の再度の適用

- BC1 当審議会は、企業が以前の報告期間に IFRS 第 1 号を適用したことがある場合に、IFRS 第 1 号を IFRS 財務諸表に再び適用することが要求されるかどうかを明確化する必要性を認識した。例えば、企業が外国での上場要件を満たすために以前の報告期間に IFRS 第 1 号を適用している場合がある。その企業がその後上場を廃止して IFRS に従った財務諸表を作成しなくなった。その後の報告期間において、企業の所在国の報告要求が国内 GAAP から IFRS に変化するかもしれない。これにより、企業は再び IFRS に従って財務諸表を表示することが必要となる。
- BC2 当審議会は、IFRS 第 1 号の適用範囲が、企業の財務諸表が当該企業の最初の IFRS 財務諸表なのかどうかに焦点を当てていることに留意した。企業の財務諸表が最初の IFRS 財務諸表である場合には、企業は第 2 項(a)に従って IFRS 第 1 号を適用することを要求される。
- BC3 しかし、「最初の」という用語を使用しているため、次のような疑問が生じる。以前に IFRS 第 1 号を適用した後に、企業の直近の年次財務諸表が IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述を含んでいない場合に、IFRS 第 1 号を 2 回以上適用できるかどうかという疑問である。
- BC4 当審議会は、企業の直近の年次財務諸表に、IFRS に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述をしていなかった場合には、たとえ直近の年次財務諸表で報告した期間よりも前の報告期間に企業が IFRS 第 1 号を適用していたとしても、その企業は IFRS 第 1 号の適用が要求されることを明確にする提案をしている。

資産化の開始日が IFRS 移行日前である適格資産に係る借入費用

- BC5 初度適用企業から、資産化の開始日が IFRS 移行日前である適格資産に係る借入費用についての経過措置に関する懸念が提起された。関係者は、従前の会計原則に従って資産化した借入費用を、開始財政状態計算書において維持すべきなのか、修正再表示すべきなのか、除去すべきなのかが不明確だと見ている。関係者は、適格資産が移行日の時点で建設中の場合に、当該適格資産に係る資産化した借入費用の移行日後の会計処理についても疑問を示した。彼らは、初度適用企業が IAS 第 23 号「借入費用」の要求事項を適用すべきなのか、従前の会計原則が IAS 第 23 号と整合していなくても従前の会計原則の適用を継続すべきなのかに関する明確化を求めた。
- BC6 このため、当審議会は、従前の会計原則に従って資産化した借入費用を、開始財政状態計算書に引き継ぐことを明確にする提案をしている。企業が D23 項の特例の適用を選択する場合には、資産化した借入費用は除去しない。当審議会は、このような原価を除去すると利益剰余金に影響を与え、将来に向かっての適用の効果と整合しないことに留意した。さらに、

当審議会は、移行日時点で建設中であった適格資産について移行日後に発生した借入費用は、IAS 第 23 号に従って会計処理すべきことを明確にする提案をしている。一部の人々は、移行日時点で建設中であった適格資産に係る借入費用については、企業の従前の会計原則を用いて借入費用を引き続き資産化するのだという理解であった。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案

イントロダクション

当審議会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に対する次の修正を提案している。

比較情報に関する要求事項の明確化

当審議会は、企業が最低限の比較情報の要求を超えた財務諸表を提供している場合の比較情報の提供に関する要求事項を明確にするように IAS 第 1 号の修正を提案している。当審議会は、企業が会計方針を変更するか又は遡及的修正再表示若しくは組替を行う特定の場合における、要求事項の 2 つの局面に対処することも提案している。提案している変更は次のとおりである。

- (a) 開始財政状態計算書を、要求されている比較期間の期首現在で表示する。
- (b) この開始財政状態計算書には、関連する注記を付けることを要求しない。

「財務報告に関する概念フレームワーク（2010）」を反映するための変更

当審議会は、2010 年 9 月に公表された「概念フレームワーク」を反映するために、財務諸表の目的を財務報告の目的に改めることを提案している。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案

第 7 項を修正し、付属の脚注を削除する。第 9 項を削除する。第 9A 項及び第 9B 項を追加する。第 9 項の前の見出し並びに第 10 項、第 38 項及び第 41 項を修正する。第 39 項を削除する。第 40 項を第 38C 項に番号を変更して修正する。第 38A 項及び第 39B 項、見出し並びに第 40A 項から第 40C 項及び第 139L 項を追加する。修正した各項では、新たな文言には下線を付し、削除した文言には取消線を付している。

7 ...

脱漏や誤表示が利用者の経済的意思決定に影響を及ぼし、それゆえに重要性があると評価するには、当該利用者の特徴を考慮しなければならない。2010 年の「財務報告に関する概念フレームワーク」「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」⁴は QC32 第 25 項で、「財務報告書は、利用者は事業、経済活動及び会計についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される合理的な勤勉さをもって研究しようとする意欲を有していると想定される」と述べている。したがって、評価については、当該の属性を有する利用者がその経済的意思決定において、合理的にみてどのように影響を受けるかを考慮する必要がある。

...

[* 脚注を削除]

財務諸表

財務報告諸表の目的

9 ~~「削除」財務諸表は、企業の財政状態と財務業績の体系的な表現である。財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することである。財務諸表はまた、経営者に委託された資源に対する経営者の責務遂行の成果を示すものである。この目的を達成するために、財務諸表は企業の次の情報を提供する。~~

~~(a) 資産~~

~~(b) 負債~~

~~(c) 資本~~

~~(d) 収益及び費用 (利得及び損失を含む)~~

~~(e) 所有者の立場としての所有者による拠出及び所有者に対する分配~~

~~(f) キャッシュ・フロー~~

~~この情報は、注記中の他の情報とともに、企業の将来のキャッシュ・フロー、特にその時期~~

~~と確実性を財務諸表の利用者が予測するのに役立つ。~~

9A 財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。一般目的財務報告書は、報告企業の財政状態に関する情報を提供する。これは、報告企業の経済的資源及び企業に対する請求権に関する情報である。一般目的財務報告書は、報告企業の経済的資源及び請求権を変動させる取引その他の事象の影響に関する情報も提供する。両方の種類の情報が、企業への資源の提供に関する意思決定に有用なインプットを提供する。

9B 一般目的財務報告の目的を達成するため、財務諸表は企業に関する次の情報を提供する。

- (a) 資産
- (b) 負債
- (c) 資本
- (d) 収益及び費用（利得及び損失を含む）
- (e) 所有者の立場としての所有者による拠出及び所有者に対する分配
- (f) キャッシュ・フロー

この情報は、注記中の他の情報とともに、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見込み（特にその時期と確実性）を、財務諸表の利用者が評価するのに役立つ。

完全な1組の財務諸表

10 完全な1組の財務諸表は次の計算書で構成される。

- (a) その会計期間の期末の財政状態計算書
- (b) その会計期間の包括利益計算書
- (c) その会計期間の持分変動計算書
- (d) その会計期間のキャッシュ・フロー計算書
- (e) 重要な会計方針の要約及びその他の説明的情報で構成される注記
- (ea) 第38項及び第38A 項に定める前期（要求されている比較期間）に関する比較情報
- (f) 企業が会計方針を遡及適用するか若しくは財務諸表項目の遡及的修正再表示を行う場合、又は財務諸表項目を組み替える場合には、該当があれば、要求されている比較期間のうち最も古い年度の期首現在の財政状態計算書（第40A 項参照）

企業は、計算書について本基準で使用している以外の名称を使用することができる。

比較情報

- 38 IFRS が別のことを容認又は要求している場合を除き、企業は、当期の財務諸表で報告されたすべての金額について、前期要求されている比較期間に係る比較情報を開示表示しなければならない。当期の財務諸表の理解に役立つ場合には、企業は、説明的・記述的な情報に関する比較情報も含めなければならない。
- 38A 企業は、最低限、2つの財政状態計算書、2つの包括利益計算書、2つのキャッシュ・フロー計算書及び2つの持分変動計算書、並びに関連する注記を表示しなければならない。
- 38B 企業は、要求されている比較期間よりも前の期間に係る追加の比較情報を、当該情報が IFRS に従って作成されている限りは、表示することができる。企業は、追加の比較情報が完全な1組の財務諸表を構成しない形で1つ又は複数の計算書に追加の比較情報を表示することができる。この場合には、企業は、それらの追加の計算書についての関連する注記を比較情報において表示しなければならない。例えば、企業は、包括利益計算書において3期間（当期、要求されている比較期間及び追加の比較期間）の金額を表示することができる。企業は、その第3の期間（追加の比較期間）についての金額を、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書及び持分変動計算書に表示する必要はない。しかし、企業は、その追加の包括利益計算書に関して財務諸表の関連する注記において比較情報を表示する。
- 38C 過年度の財務諸表に記載された文章による情報が、当期においても引き続き妥当性を有する可能性がある。例えば、企業は、直前報告期間要求されている比較期間の期末日で結果が不確定であり、今も未解決な係争事件の詳細を、当期に開示する。直前報告期間要求されている比較期間の期末日に存在した未確定事項に関する情報の開示及びその未確定事項を解決するために当期中にとられた措置に関する情報の開示は、利用者にとって役に立つものとなる場合がある。
- 39 ~~「削 除」比較情報を開示する企業は、最低限、2つの財政状態計算書、2つの他の各計算書、及び関連する注記を表示しなければならない。企業が適及的に会計方針を適用した場合、財務諸表中の項目の修正再表示をした場合、又は財務諸表中の項目の組替えをした場合には、当該企業は最低限、3つの財政状態計算書、2つの他の各計算書、及び関連する注記を表示しなければならない。企業は次の時点での財政状態計算書を表示する。~~
- ~~(a) 当期末~~
- ~~(b) 前期末（これは、当期の期首と同じである）~~
- ~~(c) 最も早い比較期間の期首~~
- 40 ~~「削 除」過年度の財務諸表に記載された文章による情報が、当期においても引き続き妥当性を有する可能性がある。例えば、企業は、直前報告期間の期末日で結果が不確定であり、今も未解決な係争事件の詳細を、当期に開示する。直前報告期間の期末日に存在した未確定事項及びその未確定事項を解決するために当期中にとられた措置についての情報は、利用者にとって役に立つものとなる。~~

会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替

- 40A 企業は、会計方針を遡及適用する場合、財務諸表上の項目の遡及的修正再表示を行う場合、又は財務諸表上の項目の組替を行う場合には、要求されている比較期間の期首現在の追加の財政状態計算書を表示しなければならない。
- 40B そうした状況では、企業は、最低限、3つの財政状態計算書及び2つずつの他の各計算書並びに関連する注記を表示しなければならない。その財政状態計算書は、次の時点のものである。
- (a) 当期末
 - (b) 要求されている比較期間の期末
 - (c) 要求されている比較期間の期首
- 40C しかし、企業は、第40B 項(c)で要求される期首財政状態計算書に関連する注記を表示する必要はない。ただし、第41項から第44項及び IAS 第8号で要求している情報の開示は除く。期首財政状態計算書の日付は、要求されている比較期間の期首現在としなければならない。これは、企業の財務諸表がそれ以前の期間についての比較情報（第38B 項で記述）を表示しているかどうかには関係がない。
- 41 企業が財務諸表中の項目の表示又は分類を変更する場合には、**組替えが実務上不可能な場合を除き、比較金額を組み替えなければならない。比較金額を組み替える際に、企業は次の事項を開示しなければならない（要求されている比較期間の期首現在を含む）。**
- (a) 組替えの内容
 - (b) 組み替えた項目又は項目の種類の種類金額
 - (c) 組替えの理由

経過措置及び発効日

- 139L [日付]公表の「IFRS の改善」により、第 10 項、第 38 項及び第 41 項が修正され、第 39 項が削除され、第 40 項が第 38C 項に番号を変更して修正され、第 38A 項、第 38B 項及び第 40A 項から第 40C 項が追加された。企業は、当該修正を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

比較情報に関する要求事項の明確化

- BC1 当審議会は、比較情報の提供に関する要求事項を明確にすることを要望された。具体的には、企業が最低限の比較情報の要求を超えた財務諸表（すなわち、追加の比較情報）を提供する場合に、完全な 1 組の財務諸表を表示することを要求すべきかどうかを検討することを要望された。この要望に対応して、当審議会は、追加の財務諸表の情報は、最低限の比較情報の要求を超える期間については、完全な 1 組の財務諸表の形で表示する必要がないと提案している。その情報は任意に表示するものだからである。当審議会は、追加の情報を提供する場合には、この情報は IFRS に従って表示すべきであることを明確にするように、IAS 第 1 号の第 38 項から第 41 項を修正することも提案している。これが意味するのは、例えば、企業が会計方針の変更を遡求適用する場合には、追加の比較情報を、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で要求しているように新たな会計方針に従って修正すべきだということである。
- BC2 さらに、当審議会は、会計方針の変更、遡求的修正再表示又は組替の場合に表示する最も古い比較期間の期首の財政状態計算書の表示に関する、IAS 第 1 号の現在の要求事項の修正を提案している。当審議会は、期首財政状態計算書の適切な日付は、要求されている比較期間の期首であることを明確にする提案をしている。この提案は、上記 BC1 項に述べた、企業が追加の比較情報の表示を選択した場合の明確化の提案の結果である。当審議会は、この期首財政状態計算書に関連した注記の表示を要求しないようにするための現行の要求事項の変更も提案している。当審議会は、この変更により、期首財政状態計算書に関する注記を完全に複製する必要なしに、利用者への有用な情報の提供が確保されると考えている。当審議会は、企業は IAS 第 8 号に従った情報の提供を依然として要求されることに留意した。
- BC3 当審議会は、この修正を年次改善に含める提案をすることを決定した。関係者から提起された懸念を踏まえて、この論点を財務諸表表示プロジェクトで扱うよりも迅速な方法として、年次改善に含めたのである。

「概念フレームワーク」を反映するための変更

- BC4 2010 年 9 月に、当審議会は、新たな「財務報告に関する概念フレームワーク」の最初の 2 つの章（第 1 章と第 3 章）を公表した。これらの章は、財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性を扱っていた。当審議会は、財務諸表の目的に代えて、新たに財務報告の目的を採用した。同一の概念についての混乱及び翻訳の困難を避けるため、当審議会は、IAS 第 1 号における財務諸表の目的を、「概念フレームワーク」における財務報告の目的に置き換えることを提案している。さらに、当審議会は、利用者の特徴の考慮を、「概念フレームワーク」のガイダンスと整合させるように改めることも提案している。

IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正案

イントロダクション

保守器具の分類

IAS 第 16 号「有形固定資産」において、当審議会は、保守器具が一会計期間を超えて使用される場合には有形固定資産に分類し、それ以外の場合には棚卸資産に分類することを明確化する提案をしている。

IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正案

第 8 項を修正（新たな文言には下線を付し、削除した文言には取消線を付している）し、第 81G 項を追加する。

認 識

- 8 交換部品及び保守器具は、通常、棚卸資産として計上され、消費時に純損益に認識される。しかしながら、一会計期間を超えて使用すると予測される主要交換部品、及び予備器具及び保守器具は、有形固定資産の規準を満たす。同様に、ある有形固定資産項目に関連してのみ使用される交換部品及び保守器具は、~~有形固定資産として会計処理される。~~

発効日

- 81G [日付]公表の「IFRS の改善」により、第 8 項が修正された。企業は、当該修正を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

保守器具の分類

BC1 保守器具についての分類の要求事項について認識されている不整合に対応して、当審議会は、保守器具が一会計期間を超えて使用される場合には有形固定資産に分類し、それ以外の場合には棚卸資産に分類することを明確にする提案をしている。その際に、当審議会は、有形固定資産の定義を強調することを提案している。その結果、当審議会は、第 8 項から「関連してのみ使用される」という条件を削除することも提案している。これは、有形固定資産の定義と比べて制限的すぎるという理由からである。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案

イントロダクション

資本性金融商品の保有者に対する分配及び資本取引の取引費用の法人所得税への影響

当審議会は、資本性金融商品の保有者に対する分配に係る法人所得税及び資本取引の取引費用に係る法人所得税は、IAS 第 12 号「法人所得税」に従って会計処理すべきであることを明確にするために IAS 第 32 号「金融商品：表示」を修正する提案をしている。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案

第 35 項、第 37 項及び第 39 項を修正する（新たな文言には下線を付し、削除した文言には取消線を付している）。第 35A 項及び第 97L 項を追加する。

表 示

利息、配当、損失及び利得（AG37項も参照のこと）

- 35 **金融負債である金融商品又はその構成要素に関連した利息、配当、損失及び利得は、純損益に収益又は費用として認識しなければならない。資本性金融商品の保有者に対する分配は、関連する税効果を控除後に、資本に直接認識借方計上しなければならない。資本取引の費用は、関連する税効果を控除後に、資本からの控除として会計処理しなければならない。**
- 35A 資本性金融商品の保有者に対する分配に係る法人所得税、及び資本取引の取引費用に係る法人所得税は、IAS 第12号「法人所得税」に従って会計処理しなければならない。
- 37 企業は通常、自らの資本性金融商品を発行又は取得する際に種々の費用が発生する。それらの費用には、登録その他の法的手続の手数料、法律、会計その他の専門的アドバイザーに対する支払額、印刷費及び印紙税などが含まれることがある。資本取引の取引費用は、その資本取引がなければ避けられたであろう資本性金融商品に直接起因する増分費用である範囲で、資本からの控除（~~関連する税務上の利得を控除後~~）として会計処理される。放棄された資本取引の費用は、費用として認識される。
- 39 当期に資本からの控除として会計処理された取引費用の金額は、IAS 第1号に従って基づいて区分して開示される。~~資本に直接認識された関連する法人税額は、IAS 第12号「法人所得税」に基づいて開示される、資本の貸方又は借方に計上される当期税金及び繰延税金の総額に含められる。~~

発効日及び経過措置

- 97L [日付]公表の「IFRS の改善」により、第 35 項、第 37 項及び第 39 項が修正され、第 35A 項が追加された。企業は、当該修正を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及適用しなければならない。早期適用は認められる。当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

資本性金融商品の保有者に対する分配及び資本取引の取引費用の法人所得税への影響

- BC1 当審議会は、IAS 第 12 号「法人所得税」と IAS 第 32 号「金融商品：表示」との間の認識されている不整合に対応するよう要望された。これは、資本性金融商品の保有者に対する分配と資本取引の取引費用の両方に係る法人所得税の認識に関するものである。IAS 第 12 号の第 52B 項では、配当の法人所得税への影響は、IAS 第 12 号の第 58 項(a)及び(b)に示した状況が生じた場合を除いて、純損益に認識することを要求している。しかし、IAS 第 32 号の第 35 項では、資本性金融商品の保有者に対する分配に係る法人所得税を資本に認識することを要求している。
- BC2 当審議会は、IAS 第 32 号の意図は、資本性金融商品の保有者に対する分配に係る法人所得税及び資本取引の取引費用に係る法人所得税の会計処理については、IAS 第 12 号に従うというものであったことに留意した。したがって、当審議会は、この意図を明確にするために、IAS 第 32 号に第 35A 項を追加することを提案している。
- BC3 この修正は、配当の法人所得税への影響は、配当の法人所得税への影響が IAS 第 12 号の第 58 項(a)及び(b)に示した状況から生じた場合を除いて、IAS 第 12 号の第 52B 項に従って、純損益に認識することを明確にしている。また、配当以外の資本性金融商品の保有者への配分の税効果及び資本取引の取引費用の税効果が、IAS 第 12 号の第 57 項の原則に従って認識されることも明確にしている。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案の付録

IFRIC 第 2 号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」の修正

注意書きの「第 1 項から第 14A 項」を「第 1 項から第 17 項」に修正する。第 11 項を修正する（削除する文言に取消線を付している）。第 17 項を追加する。

合意事項

- 11 IAS 第32号第35項で要求されるように、資本性金融商品の保有者に対する配分は、税効果額を控除して、資本に直接認識する。金融負債に分類される金融商品に関する利息、配当及びその他の収益は、支払金額が法的には配当又は利息等の特徴を備えているかどうかに関係なく、費用となる。

発効日

- 17 [日付]公表の「IFRS の改善」により、第 11 項が修正された。企業は、当該修正を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及適用しなければならない。「IFRS の改善」の一部としての IAS 第 32 号の修正を早期適用する場合には、第 11 項の修正をその早期適用する期間に適用しなければならない。

IAS 第 34 号「中間財務報告」の修正案

イントロダクション

中間財務報告と資産合計に関するセグメント情報

当審議会は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の要求事項との整合性を高めるために、各報告セグメントに係る資産合計に関するセグメント情報についての IAS 第 34 号「中間財務報告」の要求事項の明確化を提案している。修正案は、特定の報告セグメントに係る資産合計の開示が要求されるのは、その金額が最高経営意思決定者に定期的に提供されており、かつ、当該セグメントの資産合計について直前の年次財務諸表で開示した金額から重要な変動があった場合のみであることを明確にしている。

IAS 第 34 号「中間財務報告」の修正案

注意書きの「第 1 項から第 49 項」を「第 1 項から第 52 項」に修正する。第 16A 項を修正（新たな文言には下線を付し、削除した文言には取消線を付している）し、第 52 項を追加する。

中間財務報告書の内容

その他の開示

- 16A 第15項から第15C 項に従った重要な事象及び取引の開示に加えて、企業は、次の情報を中間財務報告書の他の部分で開示していない場合には、それを中間財務諸表の注記に含めなければならない。当該情報は、通常、期首からの累計ベースで報告しなければならない。
- (a) ...
 - (g) 次のセグメント情報（中間財務報告書でのセグメント情報の開示は、IFRS 第8号「事業セグメント」によって当該企業が年次財務諸表中にセグメント情報を開示しなければならない場合にのみ必要である）
 - (i) ...
 - (iv) 特定の報告セグメントに係る資産合計の測定値（当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提供されており、直前の年次財務諸表で当該報告セグメントについて開示した金額から重要な変動があった場合） 資産合計
 - (v) ...
 - (h) ...

発効日

- 52 [日付]公表の「IFRS の改善」により、第 16A 項が修正された。企業は、当該修正を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。

IAS 第 34 号「中間財務報告」の修正案に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

精選された説明的注記

BC1 当審議会は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 23 項の要求事項との整合性を高めるように、各報告セグメントに係る資産合計に関するセグメント情報についての IAS 第 34 号「中間財務報告」の要求事項を明確化することを提案している。修正案は、特定の報告セグメントに係る資産合計の開示が要求されるのは、次の両方に該当する場合のみであることを明確にしている。

- (a) その金額が最高経営意思決定者に定期的に提供されている。
- (b) その特定のセグメントの資産合計の測定値に、直前の年次財務諸表で開示した金額から重要な変動があった。